

令和6年6月28日  
○行政処分について  
健康福祉部障害政策課地域生活支援係  
電話：027-226-2638 内線：2638  
○監査結果について  
健康福祉部監査指導課監査指導第三係  
電話：027-226-2556 内線：2556

## 障害福祉サービス事業者の行政処分について

このたび、下記障害福祉サービス事業者が運営する事業所に対して監査を実施したところ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第50条第1項に該当する事実が認められたため、次のとおり行政処分を行いました。

なお、群馬県では、同法第51条第4号の規定を踏まえ、「指定の取消」以外の行政処分は、原則公表していませんが、今般、他県の事業所について「指定の取消」の行政処分が行われたことを受け、事態の重大性を鑑み、本県の処分内容の公表を行うこととしたものです。

### 記

#### 1 対象事業者

事業者の名称 株式会社恵  
代表者 代表取締役 中出 了輔  
事業者の住所 東京都港区芝5-3-2 +SHIFT MITA 6階

#### 2 対象事業所及び処分の内容

(1) グループホームふわふわ渋川（事業所番号：1020800619）

事業所の所在地	群馬県渋川市半田2196番地1
サービスの種類	共同生活援助（日中支援型）
指定年月日	令和3年10月1日
処分の内容	指定の一部の効力の停止（6ヶ月） 停止期間中に新たな利用者の受入を禁止する。
申し渡し日	令和6年4月30日
停止期間	令和6年5月1日～令和6年10月31日

(2) グループホームふわふわ伊勢崎赤堀（事業所番号：1020401194）

事業所の所在地	群馬県伊勢崎市赤堀今井町2丁目767番地2
サービスの種類	共同生活援助（日中支援型）
指定年月日	令和4年6月1日
処分の内容	指定の一部の効力の停止（6ヶ月） 停止期間中に新たな利用者の受入を禁止する。
申し渡し日	令和6年4月30日
停止期間	令和6年5月1日～令和6年10月31日

#### 3 処分の理由

(1) 人格尊重義務違反【障害者総合支援法第42条第3項】

両事業所ともに、開所から令和4年12月までの期間において、食材料費としてかかった実費を上回る金額を徴収し、精算して利用者に返還をせずに「不当に財産上の利益を得る」ことによる経済的虐待が行われていた。

なお、当該期間における合計過徴収額は、「ふわふわ渋川」が4,199,020円、「ふわふわ伊勢崎赤堀」が670,376円であった。

(2) 忠実義務違反【障害者総合支援法第42条第3項】

食材料費が実費徴収であることを認識しないまま、長期間精算せずに行っていた。